

千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会公募委員募集要領

1 趣旨

令和8年度中に新たに策定する「第五次千葉県地域福祉支援計画」の計画の策定及び推進について意見を聴取するための組織として設置する千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会（以下、「協議会」という。）の公募委員の募集を行う。

この計画は、社会福祉法第108条の規定による法定計画で、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるとともに、本県における地域福祉推進の基本方針となる。

2 公募委員の募集について

(1) 協議会の名称、主な活動内容及び募集人員

名 称	千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会
主な活動内容	「第五次千葉県地域福祉支援計画」の策定及び推進に関し意見・助言等を行う。 任期：令和8年6月～令和11年3月31日まで 会議回数：令和8年度は4回程度 令和9年度～令和10年度は各年度2回程度
募 集 人 員	2名以内

(2) 募集方法

県ホームページを通じて募集する。

(3) 委員の報酬等

協議会に出席した場合は、千葉県の規定により交通費の実費相当額を旅費として支給する。その他報酬等については支給しない。

(4) 応募資格

次のすべてに該当し、令和8年4月1日現在で満18歳以上の方

①以下のいずれかに該当していること。

- ・県内に在住していること
- ・県内に在勤・通学していること
- ・県内に活動拠点があること

②原則として平日に開催する協議会に出席できること。

③地域福祉に関心があること。

④県職員、県の受託業者でないこと。

(5) 応募方法等

本募集に応募する者は必ず、別紙「千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会 委員応募申込書」に必要事項を記入の上、応募期間内に、持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出先までに提出すること。

（応募書類は、健康福祉政策課ホームページからダウンロードできる。）

<ホームページアドレス>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/boshuu/bosyu.html>

(6) 応募期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）17時15分まで【期限厳守：必着】

(7) 応募書類の取扱い

応募書類は選考のみに使用し、公開はしないこととする。
また、応募書類の返却はしない。

(8) 問い合わせ先・提出先

提出先：〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉政策課政策室

担当：田谷、宮嶋

電話：043-223-2609

FAX：043-222-9023

電子メールアドレス：khseisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

3 公募委員の決定

(1) 審査方法

- ①委員の審査・決定は、健康福祉政策課において行う。
- ②審査は、別に定める「千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会公募委員選考実施要領」に基づき書類審査を行い、必要に応じて面接審査を行う。
- ③応募多数の場合は、専門分野、地域バランス、経歴等を参考にして、県が総合的に評価して決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、応募のあった者全員に文書をもって速やかに通知する。

4 その他

本要領に定めることその他、本募集に関し必要な事項については、健康福祉政策課長が決定する。

千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会
委員応募申込書

1 申込者

ふりがな 氏名	
生年月日・性別	年 月 日 (才) 男・女
自宅住所	(〒)
	電話番号 ()
	E-mail
勤務先(所属)等	名称
	所在地
連絡先 (自宅以外の場合)	(〒)
	電話番号 ()
	E-mail

2 活動経歴等

専門(経歴)分野	
活動経歴	
地域福祉その他公共施策等に係る活動又は委員等の経歴	
【ある場合】 所属する福祉・NPO・公益団体及びその役職名	
活動地域	
参加可能な曜日・時間	

※活動経歴に係る参考資料(論文等)がありましたら申込書に添付してください。なお、添付していただいた参考資料は返却できませんので御了承ください。

3 申し込みの動機等

--

※申し込みの動機のほか、委員として特に関心のあること、委員として取組みたいことなど地域福祉への御意見等を記入してください。